

令和6年能登半島地震学生被災地支援活動 助成金交付要項

1. 目的

本事業は、石川県内の高等教育機関の学生が、令和6年能登半島地震における被災地支援活動等(以下、「支援活動等」という。)を行う場合に要する経費の一部を、崇城大学からの寄附金を原資として助成することにより、能登の復興に寄与することを目的とする。

2. 用語の定義

この要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

支援活動等:被災地での災害ボランティア活動(家屋の片付け、災害ごみの運搬など)
被災者との交流活動 など

3. 助成対象者

石川県内の高等教育機関で学生が主体的に活動するゼミ・サークル等であること。

4. 助成要件

下記①～④の全てを満たす者とする。

- ① 教員等が引率するものであること(ただし、教員が活動を許可したものであると認められるときはこの限りではない)
- ② 支援活動等を行うものであること
- ③ 政治活動や宗教活動を目的としていないこと
- ④ 同一の支援活動等において、他の機関の助成金等と併せて本事業からの助成金を受けることは可能ですが、本事業においては、他の助成金と同一内容の経費について重複支給はいたしません。他の助成金を受け取っている場合は必ず予算書等(写)を提出すること。
(助成金等によっては「併願不可」の場合があるため、必ず確認し申請すること)

例) 同一の支援活動 旅費交通費で総額10万必要

○ 助成金A)7万 本事業)3万

× 助成金A)10万 本事業)3万

5. 助成

助成対象経費は【別表】のとおり。助成対象期間は交付決定通知発行日～令和8年2月末までとし、1団体あたりの助成金額は8万円を上限として実費で助成する。

6. 交付申請手続

この助成金の交付を受けるために必要な手続きは次のとおりとする。

①交付申請書の提出

助成金の交付の申請をしようとする団体(以下、「交付申請団体」という。)は、交付申請書および実施計画書をメールに添付し、下記に提出するものとする。

書類提出先 info@ucon-i.jp

② 助成金の交付決定

大学コンソーシアム石川が申請書等を審査し、交付決定通知書により通知する。

※申請は予算の上限に達し次第、受付を終了します。ご了承ください。

※応募多数の場合は交付額を減額することがあります。

③ 実績報告

交付申請団体は、活動終了後2週間以内に、実績報告書等を提出するものとする。

また大学コンソーシアム石川が開催する「能登半島地震復興支援セミナー」において、活動報告を行うこと。報告形式は、オンライン・オンデマンド等、詳細は相談。

(活動報告は令和8年度でも可)。

参考URL (<https://www.ucon-i.jp/newsite/jigyuu/folder40/>)



④ 助成金の額の確定

大学コンソーシアム石川で書類を精査し、助成金額確定通知書により通知する。

⑤ 助成金の請求・支払

④の通知を受けた交付申請団体は、助成金請求書を提出し、大学コンソーシアム石川は令和8年3月末日までに支払うものとする。

7. 留意事項

助成金の交付に関し、交付申請書に虚偽があったと認められるとき、または、実績報告時に助成要件を満たさないことが確認されたときは、交付決定を取り消すものとする。

8. 問合せ先

公益社団法人大学コンソーシアム石川 事務局

〒920-0962 金沢市広坂二丁目1番1号

TEL:(076)223-1633 FAX:(076)223-1644

Mail: info@ucon-i.jp

【別表】 助成対象経費

経費区分	内 容
旅費交通費	現地での活動や打合せ等に要する交通費 (宿泊費の補助上限は税込¥4,000/1人1泊)
消耗品費	支援活動に必要な物品購入に要する経費で、申請合計金額の半額を上限とする(申請書に詳細を記入する)
運搬費	郵送料、運送料として支払われる経費
保険料	支援活動に関する保険加入費
印刷製本費	支援活動イベントのチラシ印刷費(デザイン料は不可)
使用料及び賃借料	支援活動での会場使用料や車両借上料
その他大学コンソーシアム石川が必要と認めた経費	上記以外で支援活動等を行うに当たり必要な経費(申請書に詳細を記入する) 例1:支援活動等における会食費(参加者1人当たり税込¥1,000/1食を上限とし、アルコールは対象外) 例2:支援活動等遂行において熱中症をはじめとする各種機能障害防止のための飲料等

※経費の対象かどうか不明なものについては必ず事前にお問合せください